

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 県立自然公園条例施行規則(昭和34年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第8条の3 市町村以外の者が、条例第16条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後见人又は被保佐人</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(生態系維持回復事業の認定の申請)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第8条の3 市町村以外の者が、条例第16条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(生態系維持回復事業の認定の申請)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 市町村以外の者が、条例第16条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号のア及びイの規定に該当しないことを説明した書類</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第28条の2 市町村以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後见人又は被保佐人</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第28条の2 市町村以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>イ [略]</p>

<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(生態系維持回復事業の認定の申請)</p> <p>第28条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第19条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(生態系維持回復事業の認定の申請)</p> <p>第28条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第19条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 市町村以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号のア及びイの規定に該当しないことを説明した書類</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。